

議案第 3 1 号

町田市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程についての一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2023年2月3日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 地方公務員法から引用する規定の条項番号を改めます。(第1条関係)

(2) その他文言の整理を行います。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

町田市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務  
取扱規程の一部を改正する規程

町田市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(昭和63年6月町田市教育委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）等の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする町田市立小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）に勤務する常勤の職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「学校職員」と総称する。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（同法第2条第1項に規定する者をいう。）で市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「教員等」と総称する。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(兼業の許可権者)</p> <p>第4条 前条に規定する兼業の許可を行う者（以下「許可権者」という。）は、町田市教育委員会教育長の職にある者とする。</p> <p>(消防団を中核とした地域防災力の充実強化</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）等の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする町田市立小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）に勤務する常勤の職員、<u>同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員</u>（以下「学校職員」と総称する。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（同法第2条第1項に規定する者をいう。）で市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「教員等」と総称する。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(兼業の許可権者)</p> <p>第4条 前条に規定する兼業の許可は、町田市教育委員会教育長の職にある者（以下「許可権者」という。）が行う。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員に対する兼業の許可は、学校長が行う。</u></p> <p>(消防団を中核とした地域防災力の充実強化</p>

に関する法律の規定による兼業の特例)

第6条の2 略

2 略

3 第4条、前条、第11条及び第13条の規定は、第1項の兼業の許可について準用する。この場合において、前条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

(教育に関する兼職等の承認権者)

第8条 前条に規定する教育に関する兼職等の承認を行う者(以下「承認権者」という。)は、町田市教育委員会教育長の職にある者とする。

(職務に専念する義務の免除との関係)

第13条 略

2 略

3 学校職員が第3条の規定による許可を得て兼業を行うため、教員等が第7条の規定による承認を得て教育に関する兼職等を行うため又は学校職員が前条の規定による承認を得て兼職を行うためにその勤務時間を割く場合においては、割かれた勤務時間については給与を減額する。ただし、第1項又は前項の規定により、学校職員が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬を得ずに当該兼業若しくは教育に関する兼職等を行うとき又は前条に規定する兼職を行うときには、学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年東京都教育委員会規則第28号)第6条の2に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。

に関する法律の規定による兼業の特例)

第6条の2 略

2 略

3 第4条、前条、第11条及び第13条の規定は、第1項の兼業の許可について準用する。この場合において、第6条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

(教育に関する兼職等の承認権者)

第8条 前条に規定する教育に関する兼職等の承認は、町田市教育委員会教育長の職にある者(以下「承認権者」という。)が行う。

(職務に専念する義務の免除との関係)

第13条 略

2 略

3 学校職員が第3条の規定による許可を得て兼業を行うため、教員等が第7条の規定による承認を得て教育に関する兼職等を行うため又は学校職員が前条の規定による承認を得て兼職を行うためにその勤務時間を割く場合においては、割かれた勤務時間については給与を減額する。ただし、第1項又は第2項の規定により、学校職員が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬を得ずに当該兼業若しくは教育に関する兼職等を行うとき又は前条に規定する兼職を行うときには、学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年東京都教育委員会規則第28号)第6条の2に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」を削る部分を除く。)は、令和5年4月1日から施行する。